

春日井市民病院会計年度任用職員特例要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市民病院に勤務する会計年度任用職員のうち、春日井市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年春日井市条例第46号。以下「条例」という。）第31条の規定の適用を受ける者の給与の種類及び基準について定め、並びに任用及び勤務条件について春日井市会計年度任用職員取扱要綱（令和2年4月1日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(この要綱の適用を受ける者)

第2条 この要綱の適用を受ける者は、次に掲げる者とする。

- (1) 春日井市民病院において、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている医師及び歯科医師（以下「研修医」という。）
- (2) 各診療科において診療体制を維持するために定期的に勤務することを必要とする医師又は歯科医師（以下「臨時医師」という。）
- (3) 特殊な手術、検査等のために単発的に勤務することを必要とする医師又は歯科医師（以下「代務医師」という。）
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任用手続)

第3条 所属長は、会計年度任用職員を必要とするときは、要綱第2条第1項の規定にかかわらず、同項の会計年度任用職員要望書を管理課長を経由して任命権者に提出するものとする。

2 各診療科の代表医師は、代務医師を必要とするときは、要綱第2条第1項の規定にかかわらず、代務医師を任用しようとする日の1週間前までに代務医師依頼申請書（第1号様式）を管理課長に提出するものとする。

3 代務医師の任用については、要綱第2条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項中「会計年度任用職員要望書」とあるのは「代務医師依頼申請書」と、同条第4項中「会計年度任用職員登録者名簿から適當と認められる者を選考し、任用する」とあるのは「任用する」と読み替えるものとする。

(任用)

第4条 市長は、代務医師を任用したときは、当該代務医師から誓約書（第2号様式）を徴収するものとする。

2 各診療科の代表医師は、代務医師の業務が終了した後、速やかに代務医師実績報告書（第3号様式）を管理課長に提出するものとする。

(研修医の給与)

第5条 研修医には、条例第2条第1項に規定する給与を支給する。

(研修医の給料)

第6条 研修医には、別表第1に定める給料をそれぞれ支給する。

(研修医の地域手当)

第7条 研修医には、給料の月額に春日井市職員の給与に関する条例（昭和36年春日井市条例第1号）第12条の2第3項に規定する率を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(研修医の宿日直手当)

第8条 研修医宿日直業務を命ぜられた場合は、その勤務1回につき20,000円を宿日直手当として支給する。

(研修医のその他の手当)

第9条 研修医の通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び期末手当については、条例の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員の例による。

(臨時医師及び代務医師の正規の勤務時間に係る報酬)

第10条 臨時医師には、職務の内容その他の勤務に応じ、別表第2に定める報酬を支給する。

2 代務医師には、職務の内容その他の勤務に応じ、別表第3に定める報酬を支給する。

3 前2項に定めるもののほか、臨時医師及び代務医師の報酬について特に必要があると認めるときは、別表第4に定める報酬をそれぞれ支給する。

(臨時医師及び代務医師の特殊勤務に係る報酬)

第11条 臨時医師又は代務医師が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しい特殊な勤務に従事した場合は、別表第5に定める額を特殊勤務に係る報酬として支給する。

(臨時医師及び代務医師の時間外勤務に係る報酬)

第12条 半日勤務の臨時医師が4時間を超え7時間30分までの勤務を行う場合の時間外勤務に係る報酬については、その者が4時間の勤務を行った場合の正規の勤務時間に係る報酬の額を4で除して得た額を勤務1時間当たりの報酬額として支給する。ただし、その者が4時間の勤務を行った場合の正規の勤務時間に係る報酬の額に当該時間外勤務に係る報酬を加えた額が1日勤務に係る報酬の額（その者が1日勤務を行ったものとした場合に、第10条第1項の規定を適用して得た額をいう。）を上回る場合は、当該報酬の額からその者の正規の勤務に係る報酬の額を減じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

2 臨時医師又は代務医師が7時間30分を超える勤務を行う場合は、その者が7時間30分の勤務を行った場合の報酬額を7.5で除した額を勤務1時間当たりの報酬額とする。

3 前2項に掲げるもののほか、時間外勤務に係る報酬の支給について必要な事項については、条例の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員の例による。

(臨時医師及び代務医師の宿日直勤務に係る報酬)

第13条 臨時医師又は代務医師が当直業務を行った場合は、別表第4に規定する報酬を支給する場合を除き、1回の宿日直勤務につき30,000円を支給する。

2 前条第3項の規定は、宿日直勤務に係る報酬について準用する。

(市長が特に必要と認める者の給与又は報酬及び費用弁償)

第14条 第2条第4号の市長が特に必要と認める者の給与又は報酬及び費用弁償については、市長が別に定める。

(臨時医師及び代務医師の通勤に係る費用)

第15条 臨時医師及び代務医師には、通勤に係る費用弁償を支給しない。ただし、遠隔地から通勤する等特別の事情がある場合は、市長が別に定めるところにより、通勤に係る費用を支給することができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるものほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年12月25日から施行する。

2 改正後の春日井市民病院会計年度任用職員特例要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

種 別	区 分	単位	給料の額
研修医	1年目	月額	298,500円
	2年目	月額	338,000円

別表第2（第10条関係）

種 別	区 分	単位	報酬の額
臨時医師	教授の職にある者		1日 100,000円
			半日 80,000円
臨時医師	准教授等の職にある者		1日 80,000円
			半日 64,000円
臨時医師	講師又は助教等の職にある者		1日 70,000円
			半日 56,000円
臨時医師	医師免許取得後5年以上の者		1日 60,000円
			半日 48,000円
臨時医師	医師免許取得後5年未満の者		1日 50,000円
			半日 40,000円

備考

- 1 この表の「1日」とは、正規の勤務時間が4時間を超え7時間30分までの場合とする。
- 2 この表の「半日」とは、正規の勤務時間が4時間までの場合とする。
- 3 この表の「教授の職にある者」とは、大学医学部等の医師又は歯科医師を養成する機関の教授の職にあるものいう。
- 4 この表の「准教授等の職にある者」とは、大学医学部等の

医師又は歯科医師を養成する機関の准教授の職にあるもの及び病院の院長又は副院長の職にある者のうち別に定めるものをいう。

5 この表の「講師又は助教等の職にある者」とは、大学医学部等の医師又は歯科医師を養成する機関の講師又は助教の職にあるもの及び病院の部長の職にある者のうち別に定めるものをいう。

別表第3（第10条関係）

種 別	区 分	勤務1時間当たりの報酬額	7時間30分を超えない勤務の報酬上限額
代務医師	教授の職にある者	25,000円	125,000円
	准教授等の職にある者	16,000円	96,000円
	講師又は助教等の職にある者	14,000円	84,000円
	医師免許取得後5年以上の者	12,000円	72,000円
	医師免許取得後5年未満の者	10,000円	60,000円

備考

別表第2備考第3項、第4項及び第5項の規定は、この表において準用する。

別表第4（第10条関係）

種 別	区 分	報酬の額
臨時医師	呼吸器外科	(1) 講師又は助教の職にある者 日給 80,000円 (2) 医師免許取得後5年以上の者 日給 70,000円
	救急科	1回 120,000円
	産婦人科	(1) 当直後に引き続いて外来勤務をする場合 ア 平日の当直及び外来勤務 1回 130,000円 イ 平日以外の当直及び外来勤務 1回 150,000円 なお、当直中の分娩、手術業務に係る手当を含む。 (2) 当直後に引き続いて勤務しない場合 ア 平日の当直 1回 50,000円 イ 平日以外の日の当直 1回 70,000円
	麻酔科	(1) 教授の職にある者 1回 150,000円 (2) 麻酔科専門医 1回 100,000円
	その他市長が特に必要と認める者	1回 200,000円以内において市長が定める額
	代 務 医 師	救急科 1回 100,000円
	産婦人科	(1) 平日の当直 1回 50,000円

	(2) 平日以外の日の当直 1回 70,000円
麻酔科医（専門医）	1回 100,000円
脳神経内科、循環器内科及び脳神経外科	当直 1回 70,000円 ただし、当直を連続で行う場合は、当直 1回につき 60,000円
その他市長が特に必要と認める者	1回 200,000円以内において市長が定める額

備考

- 1 別表第2備考第3項の規定は、この表において準用する。
- 2 この表の「平日」とは、月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び12月29日から翌年1月3日までの日（休日を除く。）を除く。）をいう。

別表第5（第11条関係）

勤務内容	特殊勤務に係る報酬額
小児科医師が行う脳波判読業務	1件につき 2,675円
その他市長が特に必要と認める業務	市長が定める額